

韓国の最新知財ニュース



柳鍾宇（ユ・ジョンウ）

GIP Korea特許法律事務所 代表弁理士

韓国弁理士、大韓弁理士会（KPAA）/代議員

<韓国、5大特許強国のうち国際特許出願（PCT）の成長率が1位に！>

韓国特許庁は、2024年の韓国の国際特許出願（PCT）が前年2023年に比べて7.1%増加し、2020年にドイツを抜いて5位から4位に浮上して以来、5年連続で世界4位を維持したと明らかにした。特に、前年度に比べて国際特許出願の増加率は米国（-2.8%）、中国（0.9%）、日本（-1.2%）、ドイツ（-1.3%）など5大特許強国のうち最も高いことがわかった。

世界知的所有権機関（WIPO）によれば、2023年に減少した全世界の国際特許出願は1年ぶりに増加（273,900件、前年比0.5%）し、マドリッド商標出願（65,000件、前年比1.2%）とハーグ意匠出願（9,454件、前年比10.3%）とともに増加し、世界中の企業が海外市場で自社製品を保護して事業化するべく、国際出願サービスを多く活用していることがわかった。

全世界におけるPCT出願の上位5大企業としては、三星電子（2位、4,640件）とLG電子（4位、2,083件）など韓国企業が2社、ファーウェイ（1位）とCATL（5位）など中国企業が2社、クアルコム（3位）など米国企業1社が含まれていることが明らかになった。

三星電子は国際特許出願が前年比18.2%増加し、全世界の上位10大企業のうち最も高い出願増加率を記録し、LG電子も去年の6位から2段階上昇して4位となった。

国際特許出願の上位20の大学には韓国のソウル大（5位）、漢陽大（15位）、高麗大（18位）、延世大（20位）など4つの大学が含まれる。

韓国企業の2024年マドリッド商標出願は2,346件（前年比12.1%）で、前年と同様に世界で9位を記録し、2020年以降、ここ5年間の平均増加率も上位10ヶ国のうち唯一二桁の成長率を示した。

一方、韓国の2024年ハーグ意匠出願は892件（前年比8.1%）で、中国と米国に続き世界3位（前年同）であり、ドイツ（4位）、フランス（5位）、スイス（6位）、イタリア（7位）、日本（8位）などが続いた。

韓国特許庁は、海外に進出したり進出を希望する韓国企業の国際的な知的財産権の確保及び紛争調停を支援するため、韓国特許庁と世界知的所有権機関（WIPO）の人材交換プログラムとして韓国特許庁に初めて派遣されたWIPO本部の職員とともに関連サービスを持続的に案内し

ている。また、海外に進出した韓国企業のために8ヶ国10ヶ所の拠点型海外知的財産センターを通じて、40ヶ国の現地で知的財産権の相談及び法律諮問サービスを提供している。

<韓国、迅速な特許審査で「バイオ5大強国」へ！>

韓国特許庁は、バイオ分野の特許審査の専担組織が発足し、同分野で「特許ファストトラック」が本格的に稼働することを発表した。企業など出願人は、最大2ヶ月以内に特許審査の結果を受けられるようになり、迅速に特許権を確保することで世界的な競争力を備えることができる」と期待されている。

詳細には、韓国特許庁は最近、政府が「新たな成長の動力源」として提示したバイオ分野を積極的に支援するため、バイオ産業生態系全分野に対する専門的な審査が可能となるように4つの部署を新設し、1つの部署を改編して計5つの部署と120人規模のバイオ分野専担審査組織を発足させたことを明らかにした。

バイオ分野は国家の先端戦略技術であり、韓国の未来の核心成長動力として、2027年には全世界の市場規模が約3兆3,000億ドルに到達することが見込まれている。また、研究開発（R&D）に莫大な時間と費用がかかる一方で、少数の優れた特許でも製品化・収益創出、及び長期間の市場支配が可能な特徴を有しており、先制的・戦略的な特許権確保のために、企業は迅速な審査を求めている分野である。直近の5年間で、韓国内のバイオ（バイオテクノロジー及びヘルスケア）分野の特許出願も年平均8.2%ずつ急増し、全体の特許出願増加率（2.3%）の約3.5倍に達している。

韓国特許庁はこれに対応して、2025年2月に民間のバイオ分野の専門家35名を審査官として採用し、バイオ分野を優先審査の対象に指定した。これに加えて、今回の専担審査組織の新設により、韓国内企業の革新技術に対して高い付加価値を持つ安定的な特許確保を支援できるようになった。

新たに発足する「バイオ基盤審査課」「バイオ診断分析審査チーム」「バイオ医薬審査チーム」（以下、生命工学分野）、「ヘルスケア機器審査チーム」および「ヘルスケアデータ審査チーム」（以下、ヘルスケア分野）は、バイオ産業生態系の全過程に対応した審査組織体系を有し、より効率的かつ一貫した特許審査が可能となったという評価を得ている。

また、韓国特許庁は、新たに採用された35人の審査官と、既存の各審査局に散在していたバイオ分野の審査官85人を専担審査組織に集中的に配置した。計120人のバイオ分野の審査官の審査能力を集結させることで、協議審査などを通じて審査品質を高めるとともに、現在18.9ヶ月所要される審査処理期間も、優先審査を適用した場合、2ヶ月に短縮できるようになる見通しである。

<先行登録商標があっても商標登録が可能に！>

先行登録商標権者が同意すれば、類似する商標であっても登録が可能となる商標共存同意制度の施行後、2024年5月から8月の4ヶ月で総447件の申請があったことが明らかになった。

韓国特許庁は、商標法の改正により、2024年5月から施行されている「商標共存同意制度」の普及が成功しつつあると明らかにした。*商標法の一部改正（法律第19809号、2023.10.31.改正、2024.5.1.施行）

商標共存同意制度とは、先行登録（出願）商標権者が、標章*および指定商品**が同一また

は類似する後出願商標の登録に同意する場合***、当該商標の登録を認める制度である。（* 標章：記号、文字、図形など商品の出所を示すために使用するすべての表示。* 指定商品：出願人が商標を使用しようとする商品の名称。***ただし、商標の指定商品がすべて同一の場合は適用除外）

商標共存同意書の申請は出願人から好評を得ているようであり、先・後出願権利者別にみると、企業と企業が321件（72%）、個人と企業が70件（16%）、企業と個人が36件（8%）、個人と個人が20件（4%）と集計され、企業と企業間の関係で活発に活用されていることがわかった。

商標共存同意書の提出時における審査状態は、審査待機（意見書提出など）217件（49%）、出願公告185件（41%）、登録査定34件（8%）、審判段階（拒絶査定不服審判）6件（1%）と集計された。商標共存同意制度が商標出願から審査・登録・審判段階まで多様な段階で活用され、両当事者間の争いを未然に防いでいることが明らかになった。

商標共存を希望する出願人は、商標出願または審査・審判段階で先登録（出願）商標権者が同一・類似の後出願商標の登録に同意した内容が記載された商標共存同意書を出願書、意見書などとともに提出することができる。共存同意によって登録された商標は先登録商標と同一の地位にある商標に該当して一般的な登録商標と同一の効力が認められる。

＜自然災害予防知能型モノのインターネット（A I o T）技術、韓国が主導

気候変動によって自然災害が急増しているなか、最新技術であるモノのインターネット（I o T）と人工知能（A I）技術の融合で災害を予防する技術が注目されている。

韓国特許庁が主要国特許庁（IP 5：韓国、米国、中国、EU、日本）に出願された全世界の知能型モノのインターネット（A I o T）基盤の災害予防特許を分析した結果、モノのインターネット（I o T）と人工知能（A I）技術が結合された知能型モノのインターネット（A I o T）を活用して洪水など災害を予防する技術出願がここ10年（2012年～2021年）で年平均19.5%増加したことがわかった。例えば、知能型モノのインターネット（A I o T）基盤自然災害予防技術（衛星データ、気象データ、モノのインターネット（I o T）センサデータなどのビックデータを収集し、人工知能（A I）学習を通じて被害状況を予測し、位置情報基盤待避経路を提供する技術などが挙げられる

国別の出願動向をみると、全体1,598件のうち韓国国籍の出願が48.5%（775件）で1位を占め、米国（18.1%、290件）、日本（14.4%、230件）、中国（10.3%、164件）が続いた。特に、韓国は出願量2位の米国よりも2.7倍多く出願したことがわかり、しばらくは知能型モノのインターネット（A I o T）基盤の災害予防技術分野で韓国の優位が持続されるものと見込まれる。

災害類型別にみると、地質災害分野の出願量が51.4%と最も多く、風水害分野（23.9%）、気象災害分野（17.0%）、海洋災害分野（7.7%）の順であることがわかった。出願の増加率は風水害分野が最も高かったが（年平均28.9%）、これは最近世界的に洪水などの風水害が急増しており、関連予防技術に対する要求が増加したものと思われる。

＜二次電池の特許審査、専担組織によって迅速かつ正確に＞

韓国特許庁は二次電池関連技術の迅速かつ正確な審査のために2つの課を新設、1つの課を再編するなど全部で3つの課の規模の二次電池専担審査組織をスタートさせると明らかにした。

これまでに施行された①二次電池特許優先審査（2024.2.19）、②二次電池分野の民間専門家に

よる審査官採用（2024.5.29）、③専担審査組織のスタート（2024.6.13）させて二次電池分野の特許審査パッケージ支援体系を備えて圧倒的な支援のために加速している。

新たにスタートさせる‘二次電池素材審査課’、‘二次電池設計審査チーム’、‘二次電池制御管理審査チーム’は二次電池技術生態系の全過程に合わせて審査組織体系を揃えたと評価されている。二次電池審査を専担する3つの課は既存の二次電池分野審査人材45名に民間から採用された審査官38名を投入して総83名で構成される。既存の人材、新規の人材を3つの二次電池専担審査課に配置し、審査効率と審査品質をともに高める計画である。

今回の組織改編を通じて、二次電池専担審査組織の陣容を揃えることで、迅速な権利化が可能となり、二次電池関連技術の安定した保護が可能になることも期待される。

二次電池技術は炭素中立時代における電気自動車の動力であると同時に、次世代の国家産業の発展を牽引する核心として挙げられる。また、半導体とともに韓国経済の重要な資産としても評価される。LGエナジーソリューション、SKオン、三星SDIなど韓国内の主要企業が世界市場で頭角を現している。

最近では主要国家間の技術競争が激しくなっている状況であり、二次電池関連技術の特許出願件数は2019年から2023年の5年間で年平均13%ずつ急増している。特許権の適期確保を通じた技術格差の拡大のため、迅速な審査サービスに対する企業の要求度が高まっている。

< 1 審に続き 2 審法院でも人工知能を発明者として不認定 >

韓国特許庁は人工知能（AI）を発明者として記載した特許出願*に対する特許庁の無効処分不服を申し立てた行政訴訟（2022年12月）と関連して、ソウル高等法院が現行法の人間のみが発明者として認められるという理由で、人工知能を発明者として不認定する判決（2024.5.16.）をしたと明らかにした。韓国特許庁の無効処分を支持したソウル行政法院の1審判決（2023.6.30.）に続く二審目の判決である。

* 米国の人工知能開発者が自己が開発した人工知能（DABUS）が食品容器など2つの互いに異なる発明をしたと主張→全世界16ヶ国に特許出願

米国・欧州・豪州・英国でも最高裁判所（最終法院）で人工知能を発明者として認めないとして確定され、ドイツは最高裁判所に係留中であり、アジアでは初めて2審法院であるソウル高等法院で人工知能を発明者として認めない判決をした。

このように現在主要国の法院の判決は、人工知能の発明者性を認めていないが、①数ヶ月かかっていた半導体チップを6時間で完成したり、②COVID-19ワクチンなど新薬候補物質を迅速に発掘するなど人間がしていた技術開発を人工知能が代替する事例が増加していることから、人工知能の発明者性に対する多角的な検討が引き続き要求される状況にある。そのため、全世界の主要特許庁は、このような人口知能技術の発展速度を考慮して、今後考えられる特許制度の変化に対応すべく、多様な議論の場を設けている。2024年にソウルで開かれた主要国特許庁長会議では、韓国内で初めて実施された人工知能発明者関連の国民アンケートの調査結果が発表された。アンケート結果の例は次のとおりである。

人工知能発明者関連国民アンケート調査結果（約1,500人参加）

- ①（AI技術レベル認識の違い）AIを一般人はパートナーとして、専門家は単なるツールとして認識
- ②（AI発明者、特許権者認定可否）AIを発明者や特許権者として認めるのは時期尚早
- ③（特許権付与時の対象者）AIプラットフォームを活用してAIが発明するようにしたAI

ユーザー

- ④（特許権付与期間）A I が発明した特許権は現行特許権保護期間より短くすべき

＜世界的な技術覇権競争時代、‘名品特許’で技術主導権を確保＞

韓国特許庁は、知的財産戦略研究会とともに「2025年第1次知的財産戦略フォーラム」を開催した。

今回のフォーラムは韓国企業の世界的な技術競争力確保のための高品質な特許の重要性が高まるなか、‘名品特許’の創出・活用に対する知的財産における革新生態系の核心主体別の意見を聞いて認識を拡散するために開催された。‘名品特許’とは、経済的価値の高い革新技術に対して広い独占的権利を享受することができ、第3者に有効かつ明確に権利安全性の高い、いわゆる収益をもたらす特許を指す。

フォーラムでは特許を作り出して直接事業に活用する企業と、投資を通じて特許を収益化する投資会社が提案者として参加し、市場観点における名品特許について集中的に議論を交わした。

株式会社エイビーオン代表取締役兼ソウル大学校薬学大学教授は、製薬・バイオ企業の生存は技術優秀性だけでなく技術を保護・確張することができる知的財産戦略にかかっているとし、特許連携研究開発（特許でR & D）の内在化を通じて技術と特許戦略が併行される構造が定着するときグローバル市場で通用する名品特許の創出と産業競争力の強化が可能であると強調した。

＜知的財産犯罪を阻止！「デジタル証拠分析室」＞

韓国特許庁は‘デジタル証拠分析室’を設けて知能化、高度化する知的財産に関する犯罪捜査に積極的に対応すると明らかにした。

韓国特許庁は、2021年技術デザイン特別司法警察をスタートさせながらデジタル・フォレンジック捜査技法を本格的に導入してデジタル・フォレンジック専門人材と関連装備を拡充し続けている。

知的財産関連の犯罪刑事の立件件数もここ3年間で約2,100件になり、デジタル・フォレンジック捜査技法の役目も大きくなっている。特に、営業秘密侵害事件の場合、営業秘密流出に関する隠れた証拠を捜し出すのにデジタル・フォレンジックが重要な捜査技法の一つである。

一方、事件当事者のデジタル証拠選別に対する参加圏保障のための参観室も別途の空間として新たに設けられ、特許庁特別司法警察の捜査の透明性と信頼性が強化されると期待される。

今後も韓国特許庁は、先端捜査技法の教育強化、捜査インフラ拡大などを通じて特別司法警察の科学捜査能力をさらに高めるために努力を続ける計画である。

著者紹介

柳鍾宇（ユ・ジョンウ）

- ・ 韓国弁理士、大韓弁理士会（KPAA）/代議員
- ・ GIP Korea特許法律事務所 代表弁理士
- ・ ソウル大学校 工科大学 電気工学部卒（工学士）
- ・ 韓国語、日本語、英語
- ・ 電気電子分野（L G ディ스플레이出身、半導体およびLCD装備技術に精通）

【参考】 www.unitedgips.com

